



平成 26 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 ダイニック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大石 義 夫
コ ー ド 番 号 3 5 5 1 (東証一部)
本 店 所 在 地 京都市右京区西京極大門町 26 番地
東 京 本 社 東京都港区新橋 6 - 1 7 - 1 9
問 合 せ 先 専務取締役 総務兼人事部門統括
 氏名 湊 正 晴
 TEL 03-5402-1811 (代表)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、静岡県富士市在住の当社元社員とその遺族から提起され、静岡地方裁判所沼津支部において係争中でありました損害賠償請求訴訟について、平成 26 年 5 月 27 日付にて和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 20 年 7 月 16 日付で当社元社員の遺族 1 名、平成 21 年 2 月 2 日付で当社元社員 8 名、平成 21 年 7 月 15 日付で当社元社員 4 名、平成 24 年 7 月 3 日付で当社元社員 1 名の合計 14 名から、当社が扱っていたアスベスト（白石綿）にばく露したこと等を理由に合計で損害賠償金 1 億 780 万円ならびに遅延損害金および訴訟費用の支払いを求める訴訟を提起されました。

なお、この 4 件の訴訟は併合・審理されました。

当社は、原告らの請求には理由がないものとして全面的に争ってきました。

しかしながら、今般、静岡地方裁判所沼津支部から本件訴訟についての和解の提案があったことから、社内でその是非について検討を重ね、本件訴訟は開始後 6 年近くが経過しているうえに、本件訴訟を継続した場合に要する時間、費用および人道的見地等を総合的に勘案すると、和解案を受け入れ、早期解決を図ることが合理的であるとの判断に至り、平成 26 年 5 月 27 日付で原告らとの和解が成立いたしました。

2. 和解の内容

①当社は、原告ら（利害関係人 1 名含む）に対し、本件解決金として合計 4,675 万円を支払う。

②原告らは、上記解決金以外の請求を放棄する。

3. 今後の見通し

本件解決金については、平成 27 年 3 月期第 1 四半期において特別損失に計上する予定です。

なお、平成 27 年 3 月期通期の業績予想につきましては、平成 26 年 5 月 14 日に公表しました業績予想に変更はありません。

以 上